

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「指定は」の次に「、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の休暇等に係る事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）により行うものとし、これにより難しい場合は」を加える。

第12条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第3項中「指定は」の次に「、庶務事務システムにより行うものとし、これにより難しい場合は」を加える。

第24条第1項各号及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号及び同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の2第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「（電子計算組織を利用して職員の休暇等に係る事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第25条第1項第2号及び第4項の規定を適用する。